

組 合 公 報

令 和 3 年 3 月 1 日

富 山 市 下 野 9 9 5 番 地 の 3

富 山 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合

電話076(431)8031

目 次

公告第 15 号	令和 2 年度第 1 次変更事業計画及び予算について	2
公告第 16 号	令和 3 年度事業計画及び予算について	3
公告第 17 号	富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について	4

○ 公告第 15 号

令和 2 年度第 1 次変更事業計画及び予算について

富山県市町村職員共済組合の令和 2 年度第 1 次変更事業計画及び予算については、令和 3 年 2 月 26 日開催の第 163 回組合会において原案のとおり議決されたので、富山県市町村職員共済組合定款第 46 条の規定に基づき、その要旨を別冊のとおり公告する。

令和 3 年 3 月 1 日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高 橋 正 樹

○ 公告第 16 号

令和 3 年度事業計画及び予算について

富山県市町村職員共済組合の令和 3 年度事業計画及び予算については、令和 3 年 2 月 26 日開催の第 163 回組合会において原案のとおり議決されたので、富山県市町村職員共済組合定款第 46 条の規定に基づき、その要旨を別冊のとおり公告する。

令和 3 年 3 月 1 日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高 橋 正 樹

○ 公告第 17 号

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更については、令和 3 年 2 月 26 日開催の第 163 回組合会において原案のとおり議決されたので、地方公務員等共済組合法第 5 条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり公告する。

令和 3 年 3 月 1 日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高 橋 正 樹

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年定款第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 43 条第 1 項の表中「1,000 分の 8.3」を「1,000 分の 8.8」に改める。

第 43 条の 2 中「1,000 分の 16.6」を「1,000 分の 17.6」に改める。

第 45 条中「令和 2 年度」を「令和 3 年度」に、「2,140 円」を「2,155 円」に改める。

附 則

- 1 この変更は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 43 条第 1 項及び第 43 条の 2 の規定は、令和 3 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更 新旧対照表

(傍線部分は、変更を示す)

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																																								
第1条 ～ 第42条 (略) (掛金及び負担金の額) 第43条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="3">標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と掛金との割合</th><th colspan="3">標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短 期 給 付</th><th rowspan="2">福祉事業</th><th colspan="2">短 期 給 付</th><th rowspan="2">福祉事業</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>一 般 組 合 員</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td></tr><tr><td>市町村長組合員</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td></tr><tr><td>特定消防組合員</td><td>40.88</td><td>8.3</td><td>1.7</td><td>40.88</td><td>8.8</td><td>1.7</td></tr><tr><td>長 期 組 合 員</td><td>1,000分</td><td></td><td></td><td>1,000分</td><td></td><td></td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td>2.35</td><td></td><td></td><td>2.35</td><td></td><td></td></tr></table> 2 (略) (任意継続掛金の額) 第43条の2 任意継続組合員に係る短期給付 (介護納付金の納付に係るものを除く。) 及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体	組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と負担金との割合			短 期 給 付		福祉事業	短 期 給 付		福祉事業	短期分	介護分	短期分	介護分	一 般 組 合 員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	市町村長組合員	の	の	の	の	の	の	特定消防組合員	40.88	8.3	1.7	40.88	8.8	1.7	長 期 組 合 員	1,000分			1,000分			市町村長長期組合員	2.35			2.35			第1条 ～ 第42条 (略) (掛金及び負担金の額) 第43条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="3">標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と掛金との割合</th><th colspan="3">標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短 期 給 付</th><th rowspan="2">福祉事業</th><th colspan="2">短 期 給 付</th><th rowspan="2">福祉事業</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>一 般 組 合 員</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td></tr><tr><td>市町村長組合員</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td></tr><tr><td>特定消防組合員</td><td>40.88</td><td>8.8</td><td>1.7</td><td>40.88</td><td>8.8</td><td>1.7</td></tr><tr><td>長 期 組 合 員</td><td>1,000分</td><td></td><td></td><td>1,000分</td><td></td><td></td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td>2.35</td><td></td><td></td><td>2.35</td><td></td><td></td></tr></table> 2 (略) (任意継続掛金の額) 第43条の2 任意継続組合員に係る短期給付 (介護納付金の納付に係るものを除く。) 及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体	組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と負担金との割合			短 期 給 付		福祉事業	短 期 給 付		福祉事業	短期分	介護分	短期分	介護分	一 般 組 合 員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	市町村長組合員	の	の	の	の	の	の	特定消防組合員	40.88	8.8	1.7	40.88	8.8	1.7	長 期 組 合 員	1,000分			1,000分			市町村長長期組合員	2.35			2.35			介護納付金の増高に対応するため、40歳以上65歳未満の組合員が負担する介護保険に係る掛金・負担金率を引き上げるもの。 (各々 +0.5%) 任意継続組合員に係る介護任意継続掛金を引き上げるもの。(+1.0%)
組合員の種別		標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と負担金との割合																																																																																																					
		短 期 給 付		福祉事業	短 期 給 付		福祉事業																																																																																																			
	短期分	介護分	短期分		介護分																																																																																																					
一 般 組 合 員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分																																																																																																				
市町村長組合員	の	の	の	の	の	の																																																																																																				
特定消防組合員	40.88	8.3	1.7	40.88	8.8	1.7																																																																																																				
長 期 組 合 員	1,000分			1,000分																																																																																																						
市町村長長期組合員	2.35			2.35																																																																																																						
組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と負担金との割合																																																																																																						
	短 期 給 付		福祉事業	短 期 給 付		福祉事業																																																																																																				
	短期分	介護分		短期分	介護分																																																																																																					
一 般 組 合 員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分																																																																																																				
市町村長組合員	の	の	の	の	の	の																																																																																																				
特定消防組合員	40.88	8.8	1.7	40.88	8.8	1.7																																																																																																				
長 期 組 合 員	1,000分			1,000分																																																																																																						
市町村長長期組合員	2.35			2.35																																																																																																						

変 更 前	変 更 後	備 考
の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第46条の2の規定による標準報酬の月額に1,000分の81.76を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同条に規定する標準報酬の月額に<u>1,000分の16.6</u>を乗じて得た額とする。 第44条 (略) (資金の繰入れ) 第45条 <u>令和2年度</u>における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第7条第1項の規定により定款で定める金額は、<u>2,140円</u>とする。 第46条 ～ 第50条 (略)	の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第46条の2の規定による標準報酬の月額に1,000分の81.76を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同条に規定する標準報酬の月額に<u>1,000分の17.6</u>を乗じて得た額とする。 第44条 (略) (資金の繰入れ) 第45条 <u>令和3年度</u>における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第7条第1項の規定により定款で定める金額は、<u>2,155円</u>とする。 第46条 ～ 第50条 (略)	令和3年度における短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たりの事務費単価を引き上げるもの。 (+15円)

理 由 書

介護保険制度における総費用の増加に伴う介護納付金の増嵩に対応するため、介護保険財源率を引き上げる必要があること。

本組合の業務経理における短期給付事業費用を賄うため、令和3年度の短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たり事務費単価を引き上げる必要があること。

以上の理由から定款の一部を変更するもの。

項 目	説 明
1 変更の目的	(1) 介護保険制度における総費用の増加に伴う介護納付金の増嵩に対応するため、介護保険財源率を引き上げる必要があること等から、介護保険財源率を引き上げるもの。 (2) 本組合の業務経理における短期給付事業費用を賄うため、令和3年度の短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たり事務費単価を引き上げるもの。
2 内 容	(1) 介護保険財源率の引上げ（定款第43条・第43条の2関係） ① 介護掛金率 … 現行： 8.3‰ → 変更後： 8.8‰（+0.5） ② 介護負担金率 … 現行： 8.3‰ → 変更後： 8.8‰（+0.5） ③ 介護任意継続掛金率 … 現行：16.6‰ → 変更後：17.6‰（+1.0） (2) 令和3年度における短期経理から業務経理へ繰り入れる事務費単価の引上げ （定款第45条関係） 毎年度、国が示す事務費単価の上限に基づき、本組合が、地方公務員等共済組合法施行規程第7条第1項の規定により定款で定めることとされている短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たり事務費単価を次のとおり引き上げる。 ・ 現行：2,140円 → 変更後：2,155円（+15円） ※ 引上げ要因：令和3年3月から医療機関等の窓口でマイナンバーカードも保険証として利用可能とする「オンライン資格確認」への対応・運用費用等
3 施行期日	令和3年4月1日